

明石市産業振興財団 国内外展示会・見本市出展助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新製品・技術等の販路開拓のために国内外で開催される展示会、見本市等（以下「展示会」という。）に出展する事業を行う明石市内（以下「市内」という。）の中小企業者に対し、助成金を交付することにより、企業の経営安定と健全な発展を図り、もって市内のものづくり企業を支援することを目的とする。

(助成の対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、市内に主たる事務所(本社)を有する中小企業者が自ら事業主体となって行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国内で開催される全国規模（小間数100以上）の展示会への出展
- (2) 国外で開催される展示会への出展

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の分類表に定める大分類E（製造業）及び大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業）に属する事業を行う者

(助成の基準)

第4条 助成金の額は、出展に要した経費のうち、次に定める経費の合計額の2分の1に相当する額とし、20万円を超えることができない。ただし、過年度において助成を受けた企業は、助成を受けた年度の翌年度から2年度間は、10万円を超えることができない。

ア 出展・小間料の名目で主催者が一般的に徴収する経費

イ 会場の装飾費、工事費、備品類の使用料、光熱費で会場の設営に要する経費

ウ パンフレット類の印刷費（ただし、今回の展示会用に新たに作成する場合に限る。）

エ 出展物の搬送費

- 2 対象事業が国・県など公的機関からの助成金・補助金の交付を受ける又は受ける予定の場合は、当該助成金・補助金を減じた経費を前項の助成対象の経費とする。
- 3 助成の対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。
- 4 助成対象経費の総額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、理事長が別に定める募集期間内に、展示会・見本市出展助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 展示会の内容が分かる開催要領やパンフレット等（既に出展申込済の場合は、出展申込書の写しも添付のこと。）
- (2) 会社案内と出展する自らの製品・技術の内容が把握できるパンフレット等
- (3) 申請日直近の法人市民税（個人事業者は市民税）の納付済領収書又は納税証明書（コピー可）

- 2 交付対象者の決定時に展示会への出展申込みが完了していないものにあつては、申込み後、直ちに理事長にその写しを提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第6条 理事長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、財団が別に定める交付可否決定書によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による交付の可否の決定に当たっては、当該事業の費用対効果、事業に対する申請者の取組状況及び過去の出展回数等を総合的に検討するものとする。
 - 3 理事長は、前項に定める事項を検討するため必要と認めるときは、中小企業診断士など学識経験者から意見を聴取することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

- 第7条 助成金は、対象事業の完了後に交付する。
- 2 助成金の交付の決定を受けた者は、対象事業が完了後10日以内に、別に定める展示会・見本市出展助成事業報告書兼交付請求書に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。
 - (1) 展示会の冊子・出展写真等、展示状況及び展示製品が把握できる資料
 - (2) 助成対象経費の領収書の写し等、支出を証する書類
 - (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の不交付)

- 第8条 次に掲げる事項に該当する場合は、助成金の交付は行わない。
なお、既に助成金が交付されているときは返還するものとする。
- (1) 当該展示会の出展において明石市からの補助・助成を受ける予定がある場合又は交付決定後に受けることとなった場合
 - (2) 偽り・不正の手段により助成金の交付を受けた場合
 - (3) 申請者が反社会的勢力に該当する合理的な疑いがある場合
 - (4) 財団の指示に従わない場合

(実施の細目)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。